

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ ～住宅支援給付事業のご案内（平成25年4月版）～

※平成25年度より名称が「住宅手当」から「住宅支援給付」に変わりました

○住宅支援給付事業とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、原則3ヶ月間（最長9ヶ月間）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。

○住宅支援給付の支給対象者

支給申請時に以下の①から⑨の要件に該当する方が対象となります。

- ① 離職後2年以内であること
- ② 65歳未満であること
- ③ 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと（離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている方も対象となります）
- ④ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと又は現に行っていること
- ⑤ 住宅を喪失していること又は喪失するおそれのあること
- ⑥ 申請を行った月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額であること（離職等により申請日の属する月の翌月から以下の金額に該当することが明らかな方も対象となります）

区分	金額（月收入）（※）
単身世帯	8.4万円に住宅の一月当たりの家賃額（ただし住宅支援給付基準額が上限）を加算した額未満
2人世帯	17.2万円以下
3人以上世帯	17.2万円に住宅の一月当たりの家賃額（ただし住宅支援給付基準額が上限）を加算した額未満

（裏面へ続く）

※ 税引き前の総支給額

- ⑦ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑧ 雇用施策による給付等（求職者支援制度の職業訓練受講給付金等）及び地方自治体等が実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付又は貸付を、申請を行う方及び申請を行う方と生計を一とする同居の親族が受けていないこと
- ⑨ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のいずれも暴力団員でないこと

○住宅支援給付支給額

・単身世帯

月収8.4万円以下の方は住宅支援給付支給額は家賃額※となります。
月収8.4万円を超える方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住宅支援給付支給額} = \text{家賃額}^* - (\text{月収} - 8.4\text{万円})$$

・2人世帯

月収17.2万円以下の方は住宅支援給付支給額は家賃額※となります。

・3人以上世帯

月収17.2万円以下の方は住宅支援給付支給額は家賃額※となります。
月収17.2万円を超える方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住宅支援給付支給額} = \text{家賃額}^* - (\text{月収} - 17.2\text{万円})$$

※ 家賃額は住宅支援給付基準額（地域によって異なる）を上限

○住宅支援給付支給期間

住宅支援給付の支給期間は原則3ヶ月間ですが、一定の条件※を満たした場合は、最大9ヶ月間受給することができます。

※ 受給中の就職活動要件の遵守及び延長申請時に支給要件を満たしていること（詳細については、各自治体担当者へお尋ねください）

お問い合わせ先

○住宅支援給付事業担当窓口 都道府県・市区町村など